

橿原市立今井小学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。そのことは時として、児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許せない行為であると捉え、「見逃さない」という強い意志を持つこと。学校教育全体を通して、いじめを生まない環境作りを行うこと。また児童一人一人がいじめをしない、いじめを許さない態度や資質を身につけるように働きかけることにより、すべての子どもが明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

そこで当校としては、『ストップ・ザ・いじめ アクションプラン』を作成し、「教職員のアクション」「家庭や地域のアクション」「子どものアクション」の3方向とそれぞれの双方向の連携から「つらいこと・いやなことを『助けて』と叫べる環境づくり」を目指す。

さらにはそのベースとしての人権教育の3視点

- ・ 一人ひとりの可能性を伸ばすこと
～それぞれをかけがえのない存在として大切にする～
- ・ 一人ひとりの違いを豊かさとしてとらえること
～それぞれの多様性をすばらしいものとして大切にする～
- ・ 一人ひとりのつながりを大切にすること
～人と人との豊かな関係づくりをめざす～

（奈良県教育委員会 人権教育推進プランより）

をより深く見つめ実践することで上記の環境作りができる考える。

以上の計画実現に向け、今井小学校教職員全員が、いじめのない学校を目指すこととする。

2. いじめの問題に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2) いじめの認識と防止等の対策に関する基本理念

① いじめは重大な人権侵害であると認識する。

いじめは、児童の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。全ての児童の人権が十分に守られ、安心して学校生活が送れるよう取り組まなければならない。いじめは人と人との関係性、心のありようの問題であるため、人権教育を中心とした（人権教育の基本的視点）自分・自分と他者・自分と自分を取り巻く集団とのあり方や人としての生き方を正しく見つめる学習を大切にする。

② 学校教育全体を通じて取り組む。

いじめ防止の観点から学校教育全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格や尊重しあえる態度を養うこと、またすべての児童が安心でき、自己有用観や充実感を感じられるようにすることが大切である。

③ いじめはどの子どもにも起きうると認識するし見逃さないようにする。

いじめはどの子どもも加害児童、被害児童になり得るため、全員を対象とした取組を行う必要がある。またけんかやふざけ合いと見えるものの中にもいじめがあったり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多い。日ごろから児童の心の動きを細かく観察するなど児童理解に努める。

④ 心のケアや支援を継続して行う。

いじめが解消したとみられる場合でも心のケアや支援、見守り等を継続して行う。

⑤ 地域全体で取り組む。

校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭、地域、関係機関と密接に連携し、地域社会全体で取り組む。

3. いじめの防止等のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈22条〉

いじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ緊急対応チーム」が素早く対応する。また「いじめ問題対策委員会」を設置し、スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、こころのケアルームカウンセラーその他外部専門家からの支援も得ながら対応する。「いじめ問題対策委員会」は学校におけるいじめの防止、早期発見にも努める。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

4. いじめ問題への取組

(1) いじめを生まない環境作り（発達支持的生徒指導）

① 教職員のあり方

「いじめを見逃さない」姿勢を共有し、一人の子にいろいろな教職員が関わることで、多角的に子どもを捉え、学校全体で総合的にいじめ対策に取り組むことにつながる。また教職員同士が発言し合うことへの安心感を持てる状況を作り出す。

② 多様性に配慮した教室等の環境

教室に様々な異なる意見や考えを出し合える雰囲気の確保と「いろいろな人がいた方が良い」と思うような働きかけを行う。

③ 人の評価を多角的に行える学校、学級作り

子どもを評価する際に、教師自身が様々な見方の物差しを持つとともに、いろいろな子が活躍できる場を用意し、学校が安心できる居場所になれるようにする。

④ 自己信頼感を育む

自己への信頼は、主体的に取り組む共同の場で他者から認められ、役に立っているという実感から育まれる。異年齢交流、委員会活動、学級の係活動等で助け合い、主体的に取り組む経験を積ませることが大切である。

⑤ 適切な援助希求を促す

「助けて」と言うことや弱音を吐くなど「適切に依存」することの大切さを児童に伝える。児童が「困った」といえる雰囲気と、それをしっかり受け止められる体制を学校に築く。

(2) いじめの未然防止

- 児童の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開し、児童の居場所づくり絆づくりを行う。そしていじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。
- 児童の人権意識の高揚と自尊感情を高める取り組みを充実させる
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、論議することによりいじめに正面から向き合えるような取り組みを充実させる。
- いじめを防ぐためには「傍観者」の中から勇気を奮って制止する「仲裁者」や「相談者」が現れることが大切である。そのため教師や周囲の大人が「いじめられる側を絶対に守る」という意思を示し信頼感を持ってもらうようにする。

(3) いじめの早期発見

- 日頃から児童と信頼関係を築き、児童の小さな変化を見逃さないように留意する。
- 児童の話を傾聴し、相談しやすい雰囲気を作っておく。
- アンケートを活用した児童の状態の把握とアンケート後に個別面談を行う。
- 子ども同士のトラブルの中にいじめ的な要素が含まれていないかアンテナを張る。
- いじめについての正しい理解を持ち、表面的な限定判断をすることなく正しく認知することが重要である。
- 教職員同士の情報交換、共通理解を行う
- カウンセラーやいじめの相談窓口を紹介するとともに、日ごろから学校が家庭や地域と積極的に連携していく。

(4) いじめへの対処

- いじめ事象（疑われるものも含め）を確認した場合、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。
- 速やかに「いじめ緊急対応チーム」で対応するとともに即日に「いじめ対策委員会」を開催し、学校全体で組織対応を行う。
- 当事者の子どもの話を十分に聴き取り、子どもの気持ちを尊重した対応を心がける。
- 被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケアを丁寧に行うとともに、本人のニーズを確認する。
- 加害児童については内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるよう心掛ける。加害児童が被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えられるようになることを目指す。

(5) いじめの再発防止

- いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず児童の関係を継続的に見守る。
- 加害児童がいじめに至った内面理解に基づくアセスメント、背景を理解しながら、継続的に見守り、支援を行う。
- 加害・被害児童ともに必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行う。
- いじめを生む土壌や集団の雰囲気がないか再点検を行う。
- 「個別生活カード」を活用し、情報共有を行うとともに、引き継ぎを丁寧に行う。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合

(2) 重大事態に至らないために

- 重大事態に至りやすいケースを教職員が把握する。
- 特に周囲から仲が良いと思われるグループ内でのいじめに気をつける。
- 学級が落ち着かない状況になった際には、チームでサポートする。
- 保護者同士の感情的な不信感が絡んだケースでは、早くからＳＳＷ等、外部機関を活用したケース会議を行う。

(3) 重大事態への対応

- 教職員は危機感を持って対応する。

- 事案発生時の様子や被害状況について、特に慎重に時系列で聴取を行う。
- 十分な調査が行われていない段階で、学校の判断を児童や保護者に伝えない。
- 市教育委員会に重大事態発生について直ちに報告する。
- SSW、児童相談所、警察、医療、市の弁護士等、学校外の関係機関を活用する。

(4) 調査と結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して説明する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。事態によっては、市教育委員会の指導を受ける。

6. その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。